

こども家庭庁任期付職員の採用について

成育局安全対策課

課長補佐（企画調整担当）、こども性暴力防止法専門官、係長（企画調整担当）

1. 職務内容	こども性暴力防止法（いわゆる「日本版 DBS」の考えを盛り込んだ法律）が、昨年 6 月に成立・公布され、令和 8 年 12 月 25 日までの間に施行されることとなっている。このため、令和 7・8 年度には、本法の施行に向けた制度詳細の検討・準備・周知等の業務が、政府内部で本格化する。 本制度は、こどもやその家族、学校、保育所、学習塾等のこどもに関連する事業に関係する事業者・従事者に幅広く関係する仕組みであり、法案の検討・成立過程においても、報道、世論等から高い関心を集めてきた。このため、今後の制度詳細の検討等の過程においても、一層質の高い業務が求められている。 このような背景の下、こども家庭庁成育局安全対策課において、（補佐級） ・ 課長補佐（企画調整担当） ・ こども性暴力防止法専門官（係長級） ・ 係長（企画調整担当） として、次の①～⑥の業務を担う者を募集する（実際の業務に当たっては、特性、希望等を踏まえて、室内で分担）。 ① 制度詳細の企画立案 ② 政令・府令・告示案の作成 ③ 通知、ガイドライン、マニュアル等の作成 ④ 制度設計のための有識者検討会の運営・調整 ⑤ 関係省庁、関係団体等との調整 ⑥ その他企画調整業務
2. 求める人材	次の（１）～（５）のいずれかの要件に適合する者 （１）国、地方自治体、独立行政法人その他の公的機関において、制度・事業等の企画立案又は法務の実務経験を 5 年以上有する者 ※ 特に、教育行政（教育委員会等）、こども・児童福祉行政、刑事行政（警察等）等の経歴を有する場合は、履歴書等に明記すること。 （２）弁護士、検事又は裁判官として、3 年以上の実務経験を有する者 （３）民間企業、非営利法人等において、制度・事業等の企画立案業務、コンサルティング業務、調査研究業務又は法務の実務経験を 5 年以上有する者 （４）大学、研究機関等において、社会科学（法学、政治学、経済学、公共政策学、社会学等）の研究業務の実務経験を 5 年以上有する者 （５）（１）～（４）に掲げる業務・年数の組み合わせ等により、（１）～

	(4) に掲げる要件を満たすと認められる者
3. 応募資格	1. 大学卒業以上の学力を有すること 2. 上記「求める人材」に記載された要件を満たす者 3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 ※ 令和7年度のみ勤務が可能な場合は、その旨を付して応募すること 4. 日本国籍を有する者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
4. 採用予定人数	5名
5. 採用予定期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日まで (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
6. 勤務地	こども家庭庁本庁（東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング）
7. 採用形態・給与等	(1) 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用を予定しています。 (2) 採用予定官職 ※官職名であり、1の記載と異なる 内閣府事務官（成育局安全対策課課長補佐（企画調整担当））（予定） 内閣府事務官（成育局安全対策課こども性暴力防止法専門官）（予定） 内閣府事務官（成育局安全対策課係長（企画調整担当））（予定） (3) 給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。
8. 勤務時間・休暇等	(1) 勤務時間・休暇等 ・勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。）

	土、日、休日を除く。フレックス対応等可能。) ・休暇：年次休暇 20 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 ※ 国家公務員の職場は残業時間が長く多忙という印象があるかもしれませんが、育児等の配慮が必要な場合等、それぞれのご事情に応じた働き方の調整等も行います。 能力に応じた採用を行いたいと思っていますので、育児配慮等を理由に気後れすることなく、積極的に応募いただければと思います。 (2) その他 ・国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります（応相談）。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。
9. 選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。
10. 応募要領	(1) 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送、又は「11. 問い合わせ先」に記載の E-mail まで送付（応募締切日必着）してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続以外の目的には使用いたしません。責任を持って破棄いたします。） (2) 提出書類 ① 履歴書 ※カラー写真貼付、メールアドレス記載 ② 志望理由をまとめたもの（A4 横書） ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4 横書） （注）専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。 (3) 提出先 〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 21 階 こども家庭庁成育局安全対策課宛 ※郵送の場合は封筒に、E-mail の場合は件名に、「任期付職員（成育局安全対策課）応募」と必ず記載の上提出してください。 (4) 応募受付期間 <u>令和 7 年 1 月 17 日（金）必着</u>
11. 問い合わせ先	こども家庭庁成育局安全対策課 電話：03-6858-0196 E-mail：kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

12. 備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります。（休職は不可） 2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。 3. 身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカード取得をお願いいたします。 4. 採用に当たっては、業務の特性を踏まえ、過去に性暴力その他のこれに類する行為を行ったことがない旨の誓約書の提出を求めます。
--------	---